

川崎市下水道技術開発検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本市下水道事業の技術的課題を解決するため川崎市下水道事業に係る新技術開発共同研究実施要綱に基づき実施する共同研究等の適正な運営を図るため、川崎市下水道技術開発検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 民間企業等と実施する共同研究課題の選定に関する事。
- (2) 共同研究者の選定に関する事。
- (3) 研究結果の評価に関する事。
- (4) その他本委員会が必要と認める事項

(委員会の組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員によって組織する。

- 2 委員会の委員長及び委員は、別表のとおりとする。ただし、委員長が必要と認める場合には他の委員を選任することができる。
- 3 委員長は会務を総括する。

(委員会の開催)

第4条 委員長は第1条の目的を達成するため、必要に応じて委員会を招集する。

- 2 委員会は委員の過半数の出席をもって成立するものとする。

(委員会の決議)

第5条 委員会の決議は委員の過半数の賛成により決定する。賛否同数となる場合は委員長の決定に従うものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、下水道計画課において処理する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

委員長	下水道部長
委員	下水道部担当部長（下水道施設担当） 下水道計画課長 下水道計画課の計画調整担当の担当課長 下水道計画課担当課長（技術開発担当） 下水道管路課長 管路保全課長 施設課長 施設保全課長 下水道水質課長